

令和元年12月26日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和元年12月26日（木） 午後3時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 61 号 呉市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について（資料1）

報告事項

- 第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出(農業用施設)の受理について

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 4 番 倉本 寛 |
| 5 番 水場 守信 | 6 番 向井 幸弘 | 7 番 林 武彦 | 8 番 亀山 博司 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 |
| 13 番 灰原 松二 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、4番 倉本委員、5番 水場委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「呉市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を送付しています。また、本日配布した資料は、「JAくれだより」第69号です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、警固屋9丁目〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は592㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員 : 2番 横段です。申請地は、きれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 2番の申請地は、郷原町字大積山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は6,228㎡の第

2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、果樹及び野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が62アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、ピオーネが植えられていて、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番、4番、5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字上條〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田、面積は合計で2,836㎡の第2種農地です。4番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇、地目は田、面積はで1,466㎡の第2種農地です。5番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番、地目は田、面積はで387㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は高齢で労力不足により耕作困難なため、使用借人の要望により貸し渡すもので、使用借人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、69アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。借人は、野菜を作付けするため、経営規模を拡大しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、3番から5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、3番から5番は、許可と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、苗代町字札ノ本〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計

で423㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、54アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。これから、野菜を作付けするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、音戸町有清1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は399㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人に所有権を移転、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、柑橘類の栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地のみで約54アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、細長い段々畑で、これから野菜を植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,162㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は申請地を借り受け、新規就農するものです。営農計

画は、果樹及び野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が11アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、きれいに保全管理されている水田で、これからニンニクを植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、ほか6筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,762㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は豪雨災害で農機具が全部流出したため、離農し、所有権を移転するものです。譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地が45アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。昨年の災害で、譲渡人の農機具がすべて流出したため、譲渡人が買い取って、水稻を作付けするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、下蒲刈町下島字御坊迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,848㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につきましては、ブドウやイチゴ等の果樹を作付けする予定です。経

営面積につきましては、自作地だけで約33アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。経営規模を拡大するという事で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：11番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：11番の申請地は、豊町久比字新田〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は492㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難のため、所有権を移転するもので、譲受人は、自作地に隣接する申請地を譲受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につきましては、レモンを作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地と小作地を合わせると約32アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：12番 本末です。申請地は、すでにレモンを植える準備がしており、イノシシ対策も万全で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：12番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：12番の申請地は、豊町大長字南初崎〇〇〇〇番、外2筆、地目は畑、面積は合わせて1,010㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、無償で耕作していた譲受人に、贈与のうえ所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につま

しては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約10アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：12番 本末です。申請地は、すでに譲受人が耕作しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、豊浜町大字斎島字志渡ノ浦〇〇〇番、地目は畑、面積は42㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接する住宅の付属家用地として利用するものです。規模等につきましては、炊事場、及び風呂場15.95㎡を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に付属家として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、30年以上前から、建物が建てられており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字亀石〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計で631㎡の第2種農地です。2番の申請地は、苗代町字亀石〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計で511㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル320枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。排水計画もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字新町〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は4,436㎡の第2種農地です。転用の目的は、野球練習場及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、野球練習場3面及び露天駐車場16区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。なお、本件については、広島県農業会議の意見聴取で「許可されることに異議ない旨の回答」を得た上で、許可することとしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林委員：7番 林です。申請地は、昨年まで露地野菜が作られていましたが、農業使用で近隣の方から苦情が出て、農地として利用できなくなったため、今回の申請に至りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は894㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、太陽光パネル204枚、発電容量38.5kwを設置する計画です。関係法令につきましては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、中国電力との電気需要契約についても締結済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。使用借人は、これまで近隣の2カ所で太陽光発電を設置しており、周囲も原野で排水の影響もなく、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は630㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場10区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、隣の家の方が、駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字中切字南小林〇〇〇番〇、地目は田、面積は354.75㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等につきましては、2階建住宅1棟、庭敷及び駐車場2区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。若い方が、定住されるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字安登字上奈良津〇〇〇〇番、外1筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,569㎡の第2種農地です。転用の目的は、工場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、工場1棟、事務所1棟及びクレーン1基を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に工場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、すでに工場が建っており、始末書添付の申請ということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町安登東6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で1,014㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、賃借権を設定するものです。規模等は、太陽光パネル212枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。排水計画は、既存の農業用水路に流すということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番〇、外1筆、地目は田、面積は合計で1,193㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル256枚、発電容量44.0kwを設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。昨年の豪雨災害で水路が壊れており、水路を直してから、排水するということですので。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：つぎに、議案第60号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,569㎡です。1番の申請者は、平成22年5月3日に相続により農地を取得したもので、田及び畑として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、野菜や果樹が植えられており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：つぎに、議案第61号「呉市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：呉市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（資料1）について、説明を行う。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり決議してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決議します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の13ページから16ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、13ページの農地法第4条の規定による届出が1件、14ページから15ページの農地法第5条の規定による届出が6件、16ページの農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の届出が1件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

土 井 委 員：先ほどの5条の議案であったが、これまで農業をしていたのに、後から来た人が薬剤散布などで苦情を言うことに対して、農業委員会として、何かできることはないのか。

事 務 局：基本的には、薬剤散布などをする前に近隣の方に説明に行くなどして、個人どおしで解決していただくことになると思いますが、水利関係などは、農業委員会の場で協議していただくこともあると思います。

議 長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第1回総会は、令和2年1月31日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和元年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時50分)